

4-3 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令

平成16年12月20日
厚生労働省令第170号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十七条第三項（第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令を次のように定める。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十七条第三項（第五十二条において準用する場合を含む。）の公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第一から別記様式第三まで及び別記様式第四のとおりとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式第一

収用第 号	公 用 令 書	氏名	
		住所	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律		第81条第2項 第81条第4項 第183条において準用する第 第183条において準用する第	
81条第2項 の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。 81条第4項			
(理由)			
年	月	日	処分権者 氏名 印
収用すべき物資の種類	数 量	所 在 場 所	引 渡 月 日
引 渡 場 所	備 考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第二

保管第 号

公 用 令 書

氏名
住所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第81条第3項
第81条第4項
第183条において準用する第
第183条において準用する第

81条第3項 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。
81条第4項

(理由)

年 月 日

処分権者 氏名 印

保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第三

使用第 号

公 用 令 書

氏名
住所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第82条
第183条において準用する第

82条 の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。

(理由)

年 月 日

処分権者 氏名 印

名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第四

取消第 号

公 用 取 消 令 書

氏名

住所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

第81条第2項
第81条第2項
第81条第2項
第81条第4項
第183条において準用する第
第183条において準用する第
第183条において準用する第
第183条において準用する第

81条第2項 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）に係る処分

81条第4項
81条第4項
81条第4項

を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第16条第52条において準用する第16条の規定により、これを交付する。

（取り消した処分の内容）

年 月 日

処分権者 氏名



備考 用紙は、日本工業規格A5とする。